

みんなのコミュニティ FM 放送（仮称）開局準備委員会規約

（名称）

第1条 本委員会は、「みんなのコミュニティ FM 放送（仮称）開局準備委員会」と称する。

（目的）

第2条 本委員会は、長井市のまちづくりに関わる取り組みを行っている人、関係する団体、行政、企業等の多様な主体が知恵を持ち寄り、連絡・協力しながら、「地域に密着した、身近な情報を発信による地域を元気にすること」及び「緊急を要する細かな情報等の提供により安心して暮らせるまちにすること」を実現できる、みんなのコミュニティ FM 放送局（以下「みんなの CFM」という。）の円滑な開局を支援することを目的とする。

（組織）

第3条 本委員会は、「みんなの CFM」の開局に積極的に賛同する別紙に掲げる団体の代表者で組織する。

2 委員の任期は、本会の目的が達せられたときまでとする。

3 委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員長は、必要があるときは随時委員を加えることができる。

（役員）

第4条 本委員会に次の役員を置く。

（1）委員長 1名

（2）副委員長 2名

2 委員長の選任は、構成員の互選によるものとし、副委員長は、委員長が指名する者とする。

3 委員長は、本会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長の補佐及び委員長不在時の代理を行うものとする。

（所管事項）

第5条 本委員会は、次に掲げる事項を所管する。

（1）みんなの CFM の地域情報の発信に関すること。

（2）みんなの CFM の防災情報の発信に関すること。

（3）みんなの CFM の協力者拡大に関すること。

（4）その他みんなの CFM 開局に必要な事項に関すること。

（招集）

第6条 本委員会は、委員長が招集する。

2 本委員会の議長は、委員長が当たる。

（事務局）

第7条 本委員会の事務局を日本・アルカディア・ネットワーク株式会社に置く。

2 事務局長は、日本・アルカディア・ネットワーク株式会社社長とし、事務局委員は、委員長が別途指名する。

(委任)

第8条 この規約に定めるもののほか。本委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(その他)

第9条 本委員会は「みんなのCFM」開局までの組織とし、開局以降は、本規約変更により「みんなのコミュニティFM放送局運営委員会」に切替え継続することとする。

附 則

この規約は、平成26年4月30日から施行する。